

地図 番号	避難所	地図 番号	避難所	地図 番号	避難所
1	三の丸小学校	28	渡里市民センター	55	千波市民センター
2	第二中学校	29	吉田小学校	56	梅が丘小学校
3	三の丸市民センター	30	第四中学校	57	見和市民センター
4	五軒小学校	31	吉田市民センター	58	双葉台市民センター
5	五軒市民センター	32	酒門小学校	59	笠原小学校
6	新荘小学校	33	酒門市民センター	60	笠原市民センター
7	第一中学校	34	石川小学校	61	赤塚小学校
8	新荘市民センター	35	石川中学校	62	赤塚市民センター
9	城東小学校	36	石川市民センター	63	吉沢小学校
10	第三中学校	37	飯富小学校	64	吉沢市民センター
11	城東市民センター	38	飯富中学校	65	堀原小学校
12	浜田小学校	39	飯富市民センター	66	堀原市民センター
13	竹隈市民センター	40	国田義務教育学校	67	下大野小学校
14	常磐小学校	41	国田市民センター	68	常澄中学校
15	常磐市民センター	42	河和田小学校	69	下大野市民センター
16	緑岡小学校	43	赤塚中学校	70	稲荷第一小学校
17	緑岡中学校	44	桜川市民センター	71	稲荷第一市民センター
18	緑岡市民センター	45	上中妻小学校	72	稲荷第二小学校
19	寿小学校	46	上中妻市民センター	73	稲荷第二市民センター
20	笠原中学校	47	双葉台小学校	74	大場小学校
21	寿市民センター	48	双葉台中学校	75	大場市民センター
22	上大野小学校	49	山根市民センター	76	鯉淵小学校
23	上大野市民センター	50	見川小学校	77	内原中学校
24	柳河小学校	51	見川中学校	78	内原市民センター
25	柳河市民センター	52	見川市民センター	79	妻里小学校
26	渡里小学校	53	千波小学校	80	内原小学校
27	第五中学校	54	千波中学校	81	鯉淵市民センター
				82	妻里市民センター

指定避難所とは

自宅や勤務先が危険な状態で生活ができないときなどに、避難し寝泊まりする施設であり、初動段階に必要な非常食・飲料水・毛布・間仕切り・簡易トイレ・ランタン・発動機などを備えています。

日頃から、行動範囲の避難所の場所や避難する経路を確認しておきましょう。



第3章 水戸市などの取組

指定避難所の所在地、電話番号は以下のとおりです。

自宅に近い避難所だけではなく、行動範囲の中の避難所についても携帯電話などに登録しておきましょう。

地図 番号	避難所	所在地	電話
1	三の丸小学校	三の丸1-6-51	224-4533
2	第二中学校	三の丸2-9-22	224-4422
3	三の丸市民センター	三の丸1-6-60	224-6600
4	五軒小学校	金町3-2-25	224-2900
5	五軒市民センター	五軒1-2-12(みと文化交流プラザ)	226-4156
6	新荘小学校	新荘2-11-1	221-4659
7	第一中学校	東原3-1-1	224-2424
8	新荘市民センター	新荘2-11-2	221-7851
9	城東小学校	城東2-7-62	231-4297
10	第三中学校	朝日町2882-1	224-5508
11	城東市民センター	城東3-1-47	221-9974
12	浜田小学校	浜田1-1-1	224-2717
13	竹隈市民センター	柳町2-5-8	231-2045
14	常磐小学校	西原1-3-12	224-2272
15	常磐市民センター	西原1-3-12	233-7005
16	緑岡小学校	見川町2563	241-1923
17	緑岡中学校	見川町2563-81	241-1069
18	緑岡市民センター	見川町2563	243-1510
19	寿小学校	平須町1809-1	241-0854
20	笠原中学校	笠原町417-3	241-5363
21	寿市民センター	平須町1636	241-4011
22	上大野小学校	東大野106-1	221-6242
23	上大野市民センター	吉沼町1768-2	233-3401
24	柳河小学校	柳河町318-1	221-5997
25	柳河市民センター	柳河町673-1	226-8256
26	渡里小学校	堀町468-1	221-6291
27	第五中学校	堀町1166-1	251-1414
28	渡里市民センター	堀町466-7	221-4511
29	吉田小学校	元吉田町1757-1	247-5252
30	第四中学校	元吉田町1987-3	247-5554
31	吉田市民センター	元吉田町1736-5	247-5026
32	酒門小学校	酒門町1445-1	247-5952
33	酒門市民センター	酒門町1374-6	247-1356
34	石川小学校	石川4-4035	251-1519
35	石川中学校	堀町2304-2	254-1700
36	石川市民センター	石川2-4243	252-2989
37	飯富小学校	飯富町4420-1	229-7104
38	飯富中学校	飯富町4479-1	229-7132
39	飯富市民センター	飯富町4449-8	229-7832
40	国田義務教育学校	下国井町2595-1	239-7118

地図 番号	避難所	所在地	電話
41	国田市民センター	下国井町1212-4	239-7105
42	河和田小学校	河和田町1019	251-9540
43	赤塚中学校	河和田1-1708-4	251-9435
44	桜川市民センター	河和田町2894-4	251-0359
45	上中妻小学校	大塚町1086-2	251-9122
46	上中妻市民センター	大塚町1157-1	251-9402
47	双葉台小学校	双葉台5-26	253-1862
48	双葉台中学校	双葉台5-27	253-1861
49	山根市民センター	全隈町78-1	252-0966
50	見川小学校	見川2-96-3	241-1423
51	見川中学校	見川2-98	241-2309
52	見川市民センター	見川2-179-1	243-6733
53	千波小学校	千波町1538-1	243-1021
54	千波中学校	元吉田町599-2	248-4080
55	千波市民センター	千波町114-6	243-3174
56	梅が丘小学校	姫子1-827-2	253-0098
57	見和市民センター	見和2-224-1	253-1273
58	双葉台市民センター	双葉台2-1-5	251-3991
59	笠原小学校	笠原町347-17	243-3261
60	笠原市民センター	笠原町358-5	243-3769
61	赤塚小学校	河和田2-2116-1	253-4301
62	赤塚市民センター	河和田3-2329-3	252-4090
63	吉沢小学校	吉沢町169-1	247-8113
64	吉沢市民センター	吉沢町243-3	247-1989
65	堀原小学校	新原1-7-1	251-3133
66	堀原市民センター	新原1-9-16	252-2750
67	下大野小学校	塩崎町666	269-2003
68	常澄中学校	塩崎町1016	269-2116
69	下大野市民センター	下大野町6094-1	269-1288
70	稲荷第一小学校	大串町142-1	269-2253
71	稲荷第一市民センター	大串町961-1	269-2213
72	稲荷第二小学校	百合が丘町997-204	248-8011
73	稲荷第二市民センター	栗崎町1695-4	269-1031
74	大場小学校	大場町2489	269-2103
75	大場市民センター	大場町2283-1	269-1006
76	鯉淵小学校	鯉淵町3000	259-2239
77	内原中学校	内原町1463-29	259-2032
78	内原市民センター	内原町1395-6	259-4044
79	妻里小学校	中原町682	259-2034
80	内原小学校	内原町1451	259-4151
81	鯉淵市民センター	鯉淵町2989-2	259-7821
82	妻里市民センター	有賀町2242	259-6665

※上記避難所には AED（自動体外式除細動器）が設置されています。

※上記以外の AED が設置してある公共施設は、「いばらきデジタルまっぷ」のホームページで確認できます。

《<http://www2.wagmap.jp/ibaraki/top/>》

（【いばらきデジタルまっぷ】→【医療関係施設】→【表示設定の□AED 登録施設をチェックし更新】をクリック）

3-2 福祉避難所一覽

福祉避難所とは

災害時に指定避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障害のある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

なお、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所ですので、利用される要配慮者の方は下記の流れで避難をしてください。

福祉避難所への避難の流れ

- 1 災害発生時、まず、身の安全を最優先とし、市が指定している指定避難所（津波の場合は高台など）に避難します。
- 2 指定避難所において、市職員などが避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所の開設を決定します。
- 3 福祉避難所は、避難スペースの確保、スタッフの配置など受け入れ態勢が整った段階で開設し、決定された避難対象者を受け入れます。
- 4 指定避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族や市の職員などにより行うことを原則としています。家族の方などで移送が困難な場合は、状況に応じて福祉車両などでの移送を行います。
- 5 介護などを必要とする避難対象者の場合、その家族を含めて福祉避難所への避難が可能です。

福祉避難所		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		
1	ケアステーション梅寿園	
2	愛友園	
3	ライフピア青柳	
4	フォレストヴィラ水戸	
5	もみじ館	
6	ライフピア河和田	
7	アクティブハートさかど	
8	グリーンハウスみと	
9	森の家ひらす	
10	長生園	
11	渡里すずらん苑	
12	ユーアイの家	
13	東野の家	
14	桜川陽だまり館	
15	もくせい	
16	はぎの郷	
17	ケアステーション藤が原	
18	ヴィレッジみと	
19	祐功の館	
20	かさはら	
21	双葉陽だまり館	
22	樺俱樂部	
23	かたくりの郷	
24	水戸東部特別養護老人ホーム	
25	あいおんの里水戸	
いきいき交流センター		
1	柳堤荘	
2	あかね荘	
3	葉山荘	
4	長者山荘	
5	常澄	
6	ふれしあ	
7	あじさい	
8	あかしあ	
ケアハウス		
1	あんず館	
2	ケアハウスみと	
3	サンピア	
4	ハートピア水戸	
5	みどりおか	
障害者入所施設		
1	茨城県立あすなろの郷	
2	ありすの杜	
養護老人ホーム		
1	開江老人ホーム	
2	愛友園	
デイサービスセンター		
1	老人デイサービスセンター あかつか	
特別支援学校		
1	茨城県立水戸飯富特別支援学校	
2	茨城県立水戸特別支援学校	
3	茨城県立内原特別支援学校	
4	茨城県立盲学校	

3-3 安否を確認するために

災害時の連絡手段

- 災害用伝言ダイヤル（171） / 携帯電話の各社が提供する災害用伝言板
- インターネット上でYahoo!やGoogleなどの検索サイトが提供する災害用伝言板

災害用伝言ダイヤル

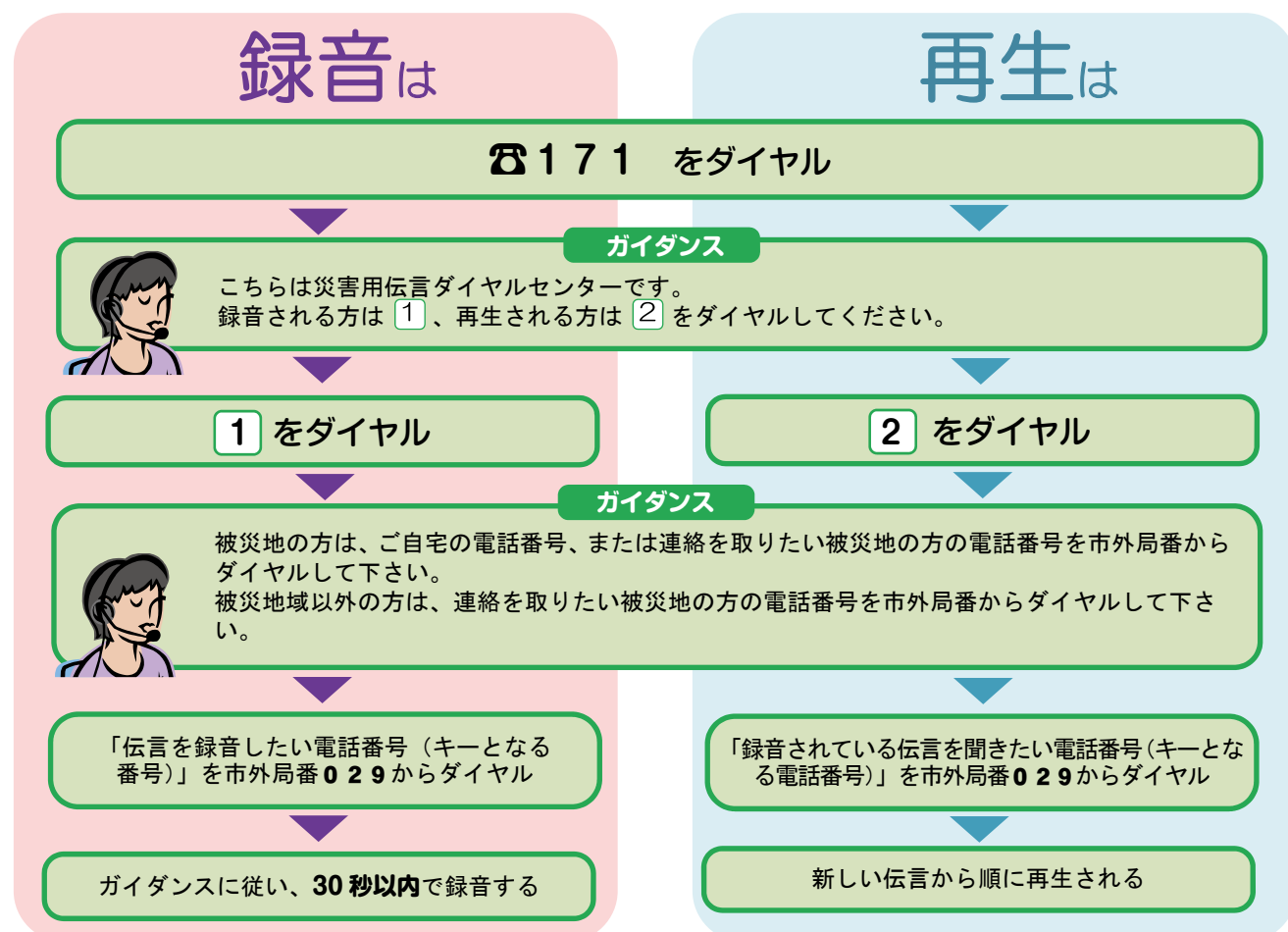
災害用伝言ダイヤル 1 7 1

災害時は、回線の混雑で、電話やメールが使えなくなる可能性があります。

災害用伝言ダイヤルは、回線の一極集中を分散させ、家族や知合いからの安否確認を円滑に行うため、NTT が提供しているサービスです（1 件につき 30 秒まで録音できます）。

このサービスは、まず被災した方が安否などの伝言を録音しておき、後ほど被災者の家族の方などが171に電話し、音声に従って操作すると、登録された伝言が聞けるという仕組みです。また、被災地の方同士の安否確認にもご利用いただけます。

操作方法



- 171 に電話をするのは、携帯電話からでも可能ですが、キーとなる電話番号は、被災地の市外局番がついた電話番号のみ可能です（電話をかけた電話機の電話番号が登録されている訳ではありません）。**キーとなる電話番号は、家族の方とあらかじめ相談して決めておいてください。**

3-4 水戸市の防災の取組



平成23年3月11日の東日本大震災では、災害時におけるさまざまな課題が浮き彫りになりました。そのため、市ではそれらの課題に対応するべく、防災対策の強化をしています。

Q1. 災害時に情報が伝わってこなかった！



A. 「災害情報はラジオ、メール、避難所」で入手できます

水戸コミュニティ放送（FMはるるん 76.2MHz）との連携強化にもとづき、災害時の情報を発信します。また、各指定避難所（小・中学校、市民センター）に、無線機を配備し、すべての地域と災害対策本部がつながるようにしました。

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にお住いの世帯や災害時避難行動要支援者の名簿に登録されている方（ページ末尾参照）がいる世帯には、緊急時に自動で起動する防災ラジオを無償で貸与しています。

Q2. 水を溜めておいて良かったが、市の貯水体制は？



A. 「災害時生活用水協力井戸登録制度」があります

災害時の生活用水を確保するため、井戸の登録制度があります。身近な井戸を日頃から確認しておきましょう。使用するときは、所有者の承諾のもと、マナーを守り使用しましょう。

- 登録した井戸のお宅の入り口付近に右のような看板があります。
- 各地区の市民センターに地区の情報を地図などで提示してあります。
- 水戸市ホームページに掲載してあります。



Q3. 食糧などの備蓄はどうなっているか？



A. 「指定避難所すべてに備蓄体制」

指定避難所すべてに飲料水や非常食品、毛布など必要な物資を確保しています。あわせて発電機各2機を配備しました。

【配備してある主な物資】

クラッカー、水、紙コップ、簡易トイレ、トイレ処理剤、トイレットペーパー、毛布、アルミシート（毛布の2～3枚分の保温効果）、避難所用マット、簡易間仕切り（プライバシー確保）、ランタン、ラジオ、発電機、など

災害時避難行動要支援者の制度概要について

水戸市では、災害時に安否確認や避難支援などを行うため、高齢者や障害者など支援を必要とする方を対象に名簿を作成し、市消防局、水戸警察署、地域支援センター、自主防災組織、民生委員などを連携し、支援体制の構築に努めています。

災害時に優先して安否確認などを希望される方は、福祉総務課までお問い合わせください。



みとちゃん

水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアル

発行：水戸市福祉部福祉総務課 ☎ 029 (232) 9169

発行年月：平成 25 年 3 月

平成 31 年 3 月（一部改訂）

令和 3 年 11 月（一部改訂）

令和 6 年 11 月（一部改訂）
